

事務事業評価結果総括表

令和6年度事務事業評価は、目標を達成するために解決すべき課題をより明確にし、具体的に改善に繋げることができるよう、評価項目を『妥当性』『有効性』『効率性』の3つに分けて実施しました。その結果、いずれかの項目で「改善・見直し」の評価となった事業は19事業あり、評価対象事業数全体の10.9%になりました。「改善・見直し」の評価となった事業は、それぞれの評価項目に応じて改善に向けた取り組みを進めています。

1 評価対象	令和6年度に実施した事務事業のうち、区分・業務類型の分類により評価実施対象となった事務事業
2 評価方法	①一次評価 令和7年4月の時点で担当課において実施 ※一次評価に係るヒアリング等を行革・デジタル推進課で実施 ②二次評価 藤岡市行政改革推進本部会議において実施予定
3 評価の基準	『妥当性』・・・今後も継続して行政が実施することが妥当であるか ※事業の廃止を検討する必要があるものは「改善・見直し」 事業の廃止が決定しているものは「その他」 『有効性』・・・内容や手段は目的（意図・成果）達成のために有効か ※手段等を改善する必要があるものは「改善・見直し」 『効率性』・・・効率的なコスト投入が実施できているか ※コスト面の見直しを要するものは「改善・見直し」

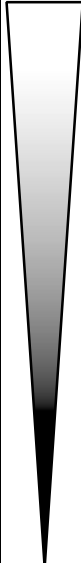
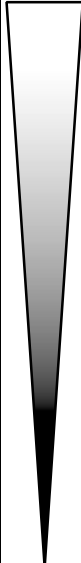
	評価対象 事業数	事業の『妥当性』			事業の『有効性』		事業の『効率性』	
		適切	改善・見直し (廃止を検討)	その他	適切	改善・見直し	適切	改善・見直し
企画部	20	20	0	0	20	0	19	1
総務部	13	13	0	0	12	1	12	1
市民部	8	8	0	0	7	1	8	0
福祉部	21	20	0	1	21	0	19	2
健やか未来部	26	26	0	0	25	1	26	0
森林環境部	12	12	0	0	9	3	12	0
経済部	20	19	1	0	17	3	19	1
都市建設部	11	11	0	0	9	2	11	0
鬼石総合支所	5	4	1	0	5	0	5	0
上下水道部	4	4	0	0	4	0	4	0
会計課	0	0	0	0	0	0	0	0
議会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員事務局	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	34	34	0	0	33	1	33	1
介護老人保健施設	1	1	0	0	1	0	0	1
計	175	172 (98.3%)	2 (1.1%)	1 (0.6%)	163 (93.1%)	12 (6.9%)	168 (96.0%)	7 (4.0%)

令和6年度事務事業評価制度の区分・業務類型の分類について

評価対象区分の設定

本市の事務事業評価については予算事業を基本単位としているが、シート作成とその後の評価・分析の実施が制度の趣旨に合致しないものが散見されるので、令和6年度事務事業評価においては、目的や実務を考慮し、効果的な評価・分析を実施するため、次の区分と業務類型を用いた。

※原則、事務事業評価の実施を前提とし、「該当」の区分における分類を基本とする。業務類型についても、事務事業の内容を包括的に捉え、分類する。

区分	業務類型	裁量	内容	件数
該当	一般型		市の裁量で実施する業務で、他の業務類型に属さないもの (例) 自治事務、補助事業、給付、イベント・講座、普及啓発、支援、規制・指導、環境整備、検査、保健、相談、広報、計画推進 等	129
	維持管理型		公共施設等(公共施設のほか、インフラ施設を含む施設の総称)の維持管理によるもの	33
	庁内型		直接的な市民サービスの提供を伴わない業務であるが、庁内運営に関わるものうち、第5次総合計画やまちづくりビジョンへのアプローチがあるもの (例) 人事、文書、庁舎管理、財務、情報処理 等	12
非該当	内部型		直接的な市民サービスの提供を伴わない業務で、庁内運営に関わるものうち、更に内部管理としての要素が多く、第5次総合計画やまちづくりビジョンへのアプローチがないもの (例) 秘書、会計、議会、監査、消耗品管理 等	16
	公共事業型		道路・公園などの公共事業や大規模改修工事などのハード事業で、道路施行令をはじめとした基準により施工されるもの	18
	義務型		法令や国・県の制度などにより実施され、対象者、サービス内容、供給量等について市の裁量が少ないもの (例) 法定受託事務、選挙、証明書発行、市税賦課、負担事務 等	32

合計:240

※令和7年度の組織機構改革により子育て応援課が創設されたため、「子育て支援事業」が子ども課分と子育て応援課分に分かれることから、175事業が評価対象となった。

～補足～

- ・義務型であっても、本市の判断により上乗せ(業務等を追加している、サービスを加えている 等)や横出し(判断を厳しくしている、独自運用している 等)があるものは一般型。
- ・公共事業型であっても、本市の裁量(独自性)が大きいものは一般型。
- ・指定管理者制度を活用する施設については、施設管理の側面を強調し、維持管理型。
- ・公共施設等の維持管理であっても、維持管理以外の要素が多いものは一般型。
- ・庁内型と内部型の区分については、上位計画へのアプローチやそのための指標の有無により判断。更に内部事務(他機関との事務処理等)としているものは非該当の区分。